

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（撮影、同時調整及び数値地形図作成）
- 二 測量の地域 御所市大字柏原ほか
- 三 測量の期間 平成二十九年一月十七日から同年七月三十一日まで